



人ある限り人権を

やまびこ人権文化センターだより

2025

7

発行 やまびこ人権文化センター 倉吉市中河原 772-6 TEL/FAX 0858-28-4265

各町区で「同和教育町内学習会」が始まります

テーマ「身近なことから人権課題に気づこう」

7月から各町区で町内学習会がスタートします。町内学習会は、部落差別をはじめとする様々な差別や偏見のない地域にしていくために、住民同士が人権問題について学び合う場です。DVD教材を活用した学習なども行われていますので、皆さんのお住まいの町区で開催される際は、誘い合ってご参加ください。



なお、コミュニティセンターと人権文化センターでは、人権啓発DVD、プロジェクター等機器の貸出を行っています。

お気軽にお問い合わせください



運営委員会を開催しました

6月20日（金）令和7年度の運営委員会を開催し、今年度の事業計画などについて協議をしていただきました。運営委員のみなさんからは、貴重なご意見をいただきました。本年度の活動につなげていきます。



7月 事業のご案内

身体を動かして、健康を維持しましょう！

やまびこサロン ～健康太極拳（太田えり子さん）～

日〔西鴨〕7月10日（木）〔天神野〕7月17日（木）〔中河原二〕7月24日（木）

時 午前10時より 所 各自治公民館 ※水分補給できるものをお持ち下さい。

（サロン終了後にデイを開催します）



困りごとや人権侵害ひとりで悩まないで 人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターはこどもから高齢者までのさまざまな人権問題や生活の困りごとについての相談に応じています。市の窓口や関係機関の紹介など対応していますので、気軽にご相談ください。差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課（☎22-8130）または、やまびこ人権文化センター（☎28-4265）にご連絡ください。



部落差別は私たちのまわりに存在しています

7月10日～8月9日は「鳥取県部落解放月間」です

部落解放月間は「同和対策事業特別措置法」が施行された1969（昭和44）年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の1970（昭和45）年に制定しました。

近年は、差別されてきた当事者の声・運動とともに行政の積極的な施策や学校、地域、職場での取り組み、さらに、市民の主体的な活動により社会全体の人権意識は向上しています。

一方で、昨年も被差別部落に対する差別意識や偏見が根底にある投書や発言が起きました。インターネット上では、被差別当事者の人権を侵害する悪質な差別行為が発生しています。

差別問題への無知・無関心や何気ない言動によって、差別する意図はなくても、相手を傷つけたり、不安に陥れる事象も起こっています。



心に抱える不安

被差別当事者が差別言動に出会ったときの不安は、将来にわたって心の中に残る場合があります。同和教育町内学習会の意見交換で、50年前の被差別体験を鮮明に語ってくれた人がいました。この人に限らず、何年たってもその時のことを心に抱えている人は多いのです。

被差別体験がトラウマになり、何年も体調を崩す人がいます。被差別体験の記憶が突然よみがえり、精神的な苦痛を抱えることもあります。



2024年度に表面化した差別投書関係の事象

7月：倉吉市内で行われた同和问题講演会の参加者アンケートに、被差別部落に対する賤称語を並べ、差別をあおるような記載がありました。

9月：県内の町議会議長あてに「被差別部落の忌避・排除」を呼び掛ける手紙が送られてきました。

この2件は、被差別部落に対して根強い差別意識・偏見を持っていると思われます。

今、私たちがやるべきこと

差別は私たちの身近に存在しています。誰もが差別に出会う可能性があります。そして差別されるかもしれません。

地域社会の差別を許さない意識は高まっています。さらに、差別の実態や現れている現象を正しく知り、差別に気づき、差別をなくす行動にむけて学習を積み重ねていきませんか。

今年度も部落解放月間中に講演会等さまざまな取り組みが計画されています。ぜひ参加しましょう。

